

議案第38号

木津川市小谷教育集会所条例の一部改正について

木津川市小谷教育集会所条例（平成19年木津川市条例第94号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年6月5日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

小谷下教育集会所は、新耐震基準以前の施設であることから利用者の安全性を最優先として廃止するため、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市小谷教育集会所条例の一部を改正する条例（案）

木津川市小谷教育集会所条例（平成19年木津川市条例第94号）の一部を次のように改正する。

第2条の表木津川市小谷下教育集会所の項を削る。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

参考資料（議案第38号）

木津川市小谷教育集会所条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（新）

第1条（略）

（名称及び位置）

第2条 集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
（略）	（略）

第3条～第10条（略）

（旧）

第1条（略）

（名称及び位置）

第2条 集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
（略）	（略）
木津川市小谷下教育集会所	木津川市加茂町北小谷40番地1

第3条～第10条（略）

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第38号 木津川市小谷教育集会所条例の一部改正について				
担 当 課	社会教育課 生涯学習係				
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	<p>小谷下教育集会所は、木津川市公共施設等総合管理計画施設類型別個別施設計画において、「小谷上教育集会所に機能を集約する」とし、新耐震基準以前に建築された施設で老朽化が進んでおり、急傾斜地に立地していることからも建て替え等は困難な状況であるため、当該施設の解体・撤去を行い、跡地利用として、複合施設(加茂人権センター及び小谷児童館)の駐車場整備を進めることとしています。</p> <p>解体工事の契約を令和2年7月予定としているため、本年6月末をもって小谷下教育集会所を廃止するため、所要の改正を行うものです。</p>				
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育委員会政策提案（平成29年12月6日） ・調整会議（平成30年1月24日） ・政策会議（平成30年1月31日） ・地元説明会（平成31年4月11日） ・条例改正案について教育委員会提案（令和2年4月21日） ・政策会議（令和2年4月28日） 				
市民参加の状況	<p><input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</p> <p>・地元説明会を実施（平成31年4月11日）</p>				
市総合計画の位置付け	基本方針	2 誰もが生き生きと、生涯元気で暮らせるまちづくり			
	政策分野	5 文化			
	施策	① 生涯学習 ア. 生涯学習の充実と施設環境の整備			
概 算 事 業 費 (単 位 : 千 円)	<input type="checkbox"/> 単年度(年度) <input type="checkbox"/> 複数年度(年度)				
将来にわたる効果及び経費の状況	利用者の安全を確保し、施設の老朽化に伴う耐震診断及び改修費用並びに施設運営に要する維持管理経費の削減を図ります。				